

2019 年度（令和元年度）

第 1 回第 20 教科用図書採択地区  
教育委員会協議会会議録

2019 年度（令和元年度）第 1 回第 20 教科用図書採択地区教育委員会協議会会議録

○ 日 時 2019 年（令和元年）6 月 7 日（金） 15：50 から 16：25 まで

○ 会 場 釧路市教育委員会 教育委員会室

○ 出席者 委員 釧路市教育委員会 岡部教育長  
釧路町教育委員会 辻川教育長

事務局 釧路市教育委員会  
釧路町教育委員会

2019年度（令和元年度）第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会会議録

- 事務局（司会） 只今より2019年度（令和元年度）第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会を開会いたします。本日の議事進行につきましては、私が務めさせていただきます。よろしくお願い致します。
- 最初に、鉦路市、鉦路町それぞれの本日の出席者についてご紹介を致します。初めに鉦路市から行い、続きまして鉦路町をご紹介申し上げます。私の方から鉦路市の出席者についてご紹介申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。
- それでは、鉦路町の出席者のご紹介をお願い致します。
- 鉦路町 鉦路町の出席者につきましてご紹介させていただきます。よろしくお願い致します。
- 事務局（司会） どうもありがとうございます。
- この協議会における委員は鉦路市の岡部教育長と鉦路町の辻川教育長のお二人となりますが、市、町、両教育委員会の事務局職員も同席させていただきますのでご了解願います。以下、私、着席にて司会進行して参りますのでご了承ください。
- それでは、本日は、第1回目の協議会ということでございまして、内容の協議に先立ちましてはじめに会長以下役員の確認をさせていただきたいと思っております。
- 本協議会役員の選出につきましては、協議会規約第3条第1項及び第2項の規定に基づきまして、会長及び副会長を選出することとなっております。岡部教育長、辻川教育長どちらかに、会長をお願いすることになりますが、いかがいたしましょうか。
- 鉦路町教育長 岡部教育長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。
- 事務局（司会） それでは、会長は鉦路市の岡部教育長、副会長が鉦路町の辻川教育長ということで、よろしくお願い致します。
- （両教育長了承）
- では岡部教育長から、協議会会長としてご挨拶をお願い致します。
- 鉦路市教育長 改めまして、鉦路町教育委員会から辻川教育長はじめ、事務局のみなさん、ご足労いただき誠にありがとうございます。会長という、大変重たい責任を負うことになりました。何卒、ご支援、ご協力のほどよ

ろしくお願い致します。令和元年度第1回の第20教科用図書採択地区教育委員会協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

今年度は、令和2年度に中学校において使用する道徳以外の教科書と、さらには令和2年度から4年間、小学校で使用する教科書の採択年ということになってございます。

新しい学習指導要領が来年度から全面実施されるということから、小学校では「外国語」が教科化をされ、今年度は外国語の教科書を初めて採択することとなります。この外国語を含めて、採択することとなります小学校用の教科書につきましては、文部科学省の検定を受けた16者60種の教科書見本の中から、13種目の教科書を一種採択することとなります。

また、道徳以外の中学校用の教科書は、新たに検定を受けたものがないということですが、新学習指導要領の全面実施を前に、来年度一年間で使用する教科書を採択することとなりますので、今年度は小学校用と中学校用の同時採択をしなければならないという、いくぶん変則的な年度となっているところであります。

今後は釧路市及び釧路町の両教育委員会から推薦のあった調査委員により調査研究を経て、8月下旬までの約3か月間にわたる採択事務を終えるということになってございますので、釧路市及び釧路町の教育推進の方針に合致した、また、何より児童生徒に相応しい教科書が採択されますように、この採択事務を適切かつ公正に執行して参りたいと考えております。双方の教育委員会で協力をし合いながら、滞りなく採択ができますよう、重ねてお願いを申し上げ、協議会開催にあたっての会長としての挨拶とさせていただきます。長い期間になりますが、どうぞよろしくお願い致します。

事務局（司会）

ありがとうございました。このあとの進行は本来であれば会長が行うところではありますが、委員が会長、副会長の2名ということもありますので、引き続き、私の方で進めさせていただき、このあとの事務局の指名などにつきましても、私の方で提案しご確認いただくことにさせていただきます。

まず、事務局につきまして、規約第3条第4項及び第5項により、釧路市教育委員会に置き、事務局長及び事務局員は会長が指名することになってございますが、釧路市の私が事務局長を、以下釧路市の学校教育課職員により事務局を務めさせていただきたく、この点、ご了承いただければと思います。

(両教育長了承)

それでは、議事に入りたいと思います、まず資料の確認でございますが、お手元にお配りしております資料として、本日の協議会の次第、出席者名簿、資料1といたしまして協議事項・提案説明の内容、次に協議会の規約から始まります資料の2、そして令和2年度(2020年度)から使用する小学校用教科用図書及び令和2年度(2020年度)に使用する中学校用教科用図書の採択基準として資料の3、以上の確認をお願い致します。よろしいでしょうか。それでは早速ではございますが、協議事項の(1)協議会規約・調査委員会規則の改正について、事務局から説明致します。

事務局

それでは協議事項について、私からご説明させていただきます。

事務局からの提案説明につきましては、資料1の協議事項提案説明に概略を記載しておりますので、そちらも参考にさせていただいて、お聞きいただきたいと思います。

まず、調査委員会規則の改正について、資料2の5ページをご覧ください。平成29年に改訂された学習指導要領の全面実施に伴い、令和2年度(2020年度)より、小学校で新たに外国語が教科化されますことから、規則別表に外国語小委員会を追加し、調査研究する種目を外国語とするものでございます。

6ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。別表1の小学校用教科用図書の調査委員会設置に関して、生活の後ろに外国語を加え、釧路市の委員数を4名、釧路町の委員数を1名とし、このうち学識経験者及び保護者の委員数を釧路市1名とするものでございます。これによりまして、調査委員数合計を釧路市48名、釧路町21名の計69名とするものでございます。

なお、この変更に係る改正の他に、今年度の採択基準で、規約・規則に定めるべきものとして新たに示された規定はございませんでしたので、その他に改正の必要はないものと考えてございます。以上でございます。

事務局(司会)

協議会規約及び調査委員会規則について協議したいと思いますが、ただ今の説明のとおり、規則別表の小学校用調査委員会設置に関しまして、外国語小委員会を追加したものが改正案として提示されておりますが、これについてご意見はございませんか。

(特になし)

それでは、協議会規約及び調査委員会規則について、事務局が提示し

た改正案のとおり決定とさせていただきます。

次に協議事項の（２）令和２年度（２０２０年度）に使用する中学校用教科用図書及び学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択について、事務局より説明願います。

事務局

お手元の資料３の５ページ北海道の採択基準１の（９）にもありますとおり、令和２年度（２０２０年度）に使用する道徳以外の中学校用教科用図書につきましては、新たに文部科学大臣の検定を経たものが無いこと、つまり平成２８年度から平成３１年度使用の教科用図書と同じものが調査・研究の対象となるという事であります。

現在使用している教科書は、平成２７年度に詳細な調査・研究が行われておりますので、今年度は調査委員会を設けず、平成２７年度の採択参考資料を使用することとし、また、教科書の１種決定につきましても、平成２７年度の採択時に十分に検討された協議内容と４年間の使用実績を踏まえ、これまで使用している教科書に決定するのが良いのではないかと、という提案をさせていただきます。

資料２の７から８ページに平成２８年度以降に使用している教科書の選定内容を示しております。その中の平成２８年度以降とあるものを、令和２年度（２０２０年度）として、令和２年度に使用する道徳以外の中学校用教科用図書の１種決定とすることをご提案でございます。以上でございます。

事務局（司会）

ただいま説明がありましたとおり、今回は新たに検定を経た教科書が無いという事で、現在使用している教科書を継続して使用するのが良いのではないかとのご提案でございます。この点についてご意見はございませんでしょうか。

（特になし）

それでは、道徳以外の中学校用教科用図書の一種決定につきましては、平成２７年度に行った調査研究内容を活用し、採択参考資料の中の平成２８年度以降とあるものを令和２年度（２０２０年度）として、教科書の１種決定とすることと致します。

次に協議事項（３）調査研究要項について説明願います。

事務局

それでは、資料２の１０ページをご覧いただきたいと思います。

調査研究要項につきましては、小学校用教科用図書の前回の採択時におきましても、平成２７年度以降使用教科用図書調査研究要項として規定し、調査委員の方々に提示することで調査研究における指針として

おります。今回の採択におきましても同様に別紙の案のとおり規定することを提案させていただきます。

なお、資料2の9ページのとおり、16者60種の教科書が発行されておりますが、網掛けの26信州教育出版社からは見本本の送付がありませんでしたので、採択基準に基づきまして調査研究から除外し、今回の調査研究対象は15者58種となります。以上でございます。

事務局（司会） 今回の採択におきましても、調査研究要項を定めまして、調査委員の皆さんに調査研究の考え方を提示することについて説明がりましたが、これについて、あるいはその他、要項の内容についてご意見はございませんでしょうか。

（特になし）

それでは説明のあった別紙の内容で要項を定め、調査委員に提示することに致します。続きまして、協議事項の（4）調査委員会委員の推薦について事務局より説明願います。

事務局 調査委員の委嘱に関しましては、協議会規約第6条第3項の規定により「協議会の推薦した者をその者の属する教育委員会が委嘱する」となっております。資料2の11ページのとおり候補者の名簿案を提示いたしますので推薦についてよろしくお願い致します。

なお、調査委員の内訳につきましては、同ページにありますとおり、釧路市からの調査委員は、教職員が34名、保護者として釧路市PTA連合会から5名、学識経験者として連合町内会、経済団体、文化団体、障がい者の保護者で組織する団体、国際交流団体から各1名、学校運営協議会から4名の合計9名を候補として上げ、釧路町からの委員は、教職員が18名、保護者として釧路町PTA連合会から1名、学識経験者として家庭教育関係者、地域学校協働活動推進委員から各1名の、合計21名となっております。以上でございます。

事務局（司会） ただいま、調査委員の名簿案が事務局より提示されておりますが、このとおり協議会が推薦するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、この名簿案のとおり協議会の推薦といたしますので、協議会規約に基づき、それぞれの教育委員会で委嘱をお願いいたします。協議事項の（5）につきましては、私の方からご説明致します。お手元の資料2の12ページでございます。日程案をご参照いただきたいと思いますが、第1回目の調査委員会の開催日時及び会場につきま

して、6月14日金曜日の午後3時30分から釧路教育研究センターで行うよう招集させていただきたいと考えてございます。その内容といたしましては、釧路市、釧路町それぞれで委員の委嘱を行い、その後合同で調査研究の諮問と調査研究の方法の説明を行いたいと思います。

次に調査研究報告の答申を受ける第2回目の調査委員会につきましては、約1カ月の調査研究期間を設けまして、7月29日月曜日の午後3時30分から釧路市役所防災庁舎5階会議室A Bで行う予定として設定し、第1回目の調査委員会において委員に提示いたします。

また、調査委員会からの答申後の教科用図書を1種に決定する第2回目の協議会につきましては、日程案には想定期間の記載となっておりますが、今のところ8月16日金曜日の午前10時からを予定させていただいております。現時点での予定でございますので、今後、選定等、採択事務の進行状況に応じ、日程を再考させていただく場合もございますのでご了承ください。なお、このご案内の日程以外に協議会開催の必要性が生じた場合にはその都度、会長が招集致したいと思っております。

その他の日程に関しましては、目安として記載しておりますが、開催日時及び開催内容につきましては釧路市と釧路町の事務局間で調整しながら会長、副会長のご承認をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

日程の件について、何かございますか。

(特になし)

それでは、以上をもちまして、第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会を終了いたします。どうぞよろしくお願い致します。